

# 外務省の「外地人」官僚たち

## —朝鮮人・台湾人副領事特別任用制度を中心に

李 昇燁

京都大学人文科学研究所

### はじめに

日本帝国の植民地統治では、多数の内地人や現地の外地人が植民地統治機構の官僚として勤めたが、逆に外地人が内地の中央省庁の官僚に任用される場合もあった。その事例は、高等文官試験や普通文官試験など、いずれも一般詮衡の過程による任用であり、「朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ関スル件」（明治43年勅令第396号）のように民族を限定する特別任用制度は、あくまでも植民地統治機構への任用を前提としたものであった。

外務省における朝鮮人副領事・書記生の特別任用制度は、かかる人事制度の原則上、異例とも言えるものである。しかも、対外的に国家を代表する在外公館の高等官として外地人を任用することは、他国の植民地統治では類例を見ない事例でもある。本報告では、同制度の立案・実施過程における特徴と意義を究明し、外務省の人事を通じて現われた日本帝国の植民地統治政策の一面を考察してみたい。

### 1. 朝鮮人副領事・書記生特別任用制度の制定

朝鮮人を領事館の副領事（高等官）および書記生（判任官）として特別任用する法規制定を最初に提案したのは、関東庁長官の林権助であった。1919年9月、林は原敬首相を訪問して関東州の諸問題に関して内談し、「関東州地方に於て朝鮮人を我領事官庁等に特別に登用せば朝鮮国外に在る朝鮮人緩和懐柔等に付効力あるべし」と特別任用制度を提案した。首相は「外相と篤と協議せよ」と返答して、賛成の意を示した<sup>1</sup>。

以後、かかる構想は外務省内の実務レベルで迅速に進み、早くも同年10月（日不明）には勅令の草案が、10月20日には修正案が作られるに到った<sup>2</sup>。11月末には大体の案が纏まり、12月11日付で「朝鮮人ノ多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館ノ特別職員ニ関スル件」と題した全文三条となる勅令案が首相に送付される。その内容は、「朝鮮人多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館ニハ朝鮮人タル一名又ハ数名ノ副領事又ハ外務書記生ヲ増置スルコトヲ得」（第一条）とし、学識経験のある朝鮮人より選抜して、副領事は高等試験委員、

1 原奎一郎編『原敬日記』第5巻（大正8年9月25日）、148頁。

2 「勅令案」（大正8年10月起草）および「川島参事官の修正案」（大正8年10月20日起草）外務省文書6-1-2-13『帝国外務省官制雑件』第三巻（以下、『官制雑件』と略す）。

書記生は普通試験委員の詮衡を経て任用し（第二条）、該当する領事館は外務大臣が告示する（第三条）とあった<sup>3</sup>。

同案は翌年1月23日には枢密院事務局で審議されることになるが、外務省と枢密院間の見解差が露呈された。枢密院側は任用対象を「朝鮮人」と明記するのは憲法違反の疑いがあり、「朝鮮語ヲ語シ且朝鮮ノ事情ニ通スト云フ様ニ一般的ニスルコト」を提案した。これに対して外務省側は、「朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ関スル件」（明治43年勅令第396号）のような前例があり、なお「朝鮮人」であることを明記した方が「鮮人統治上有意義ナル」ことを強調する同時に、本案は最初林権助の提案によって首相より廻ってきたものとして外務省には責任がないといい、その政治的背景に対する理解を求めた。結局、枢密院との折衝は頓挫し、再び内閣法制局と協議することになって、いったん同案の審議は先送りとなった<sup>4</sup>。

同年8月には副領事・書記生特別任用のための追加予算も編成され<sup>5</sup>、10月には法制局との協議で「朝鮮人」と明記する部分を修正しても差支えなしとのことに合議した<sup>6</sup>。外務省は勅令成立を急げ、12月22日、枢密院で字句の修正、可決が行われた。その全文は次の通りである。

「朝鮮人ノ多数在留スル地方ニ管轄スル領事館職員ノ特別任用ニ関スル件」（大正十年一月十三日勅令第五号）

朝鮮人ノ多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館ニ於ケル副領事又ハ外務書記生ハ朝鮮語ニ熟達シ朝鮮ノ事情ニ精通シ且相当ノ学識経験アル者ノ中ヨリ副領事ニ在リテハ高等試験委員、外務書記生ニ在リテハ普通試験委員ノ詮衡ヲ経テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(\* 下線部は修正部分。元の字句は「学識経験ノアル朝鮮人ノ中ヨリ」：引用者)

同勅令の制定理由について、外務省は満州、シベリアなど、朝鮮人が多数在留する地域では朝鮮人関係の事務増加に伴い職員増員の必要性が高まり、また従来のように通訳などの下級官僚ではなく、高等官・判任官の特別採用を通じて「一般朝鮮人ノ心情を融和」することを目的にすると説明している<sup>7</sup>。つまり、同制度は「事務上」の目的と共に、朝鮮人

3 原内閣総理大臣宛て内田（外務）大臣（大正8年12月11日 [11月24日起草]、機密送第105号）「朝鮮人ノ多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館ノ特別職員ニ関スル件」『官制雑件』第三卷。

4 大正9年1月23日付および大正9年1月24日付覚書（題目なし）『官制雑件』第三卷。

5 高橋内閣書記官長宛て埴原外務次官（大正9年8月24日、人機密送第107号）「朝鮮人ノ多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館職員ノ特別任用ニ関スル件」『官制雑件』第三卷。

6 （大正9年10月29日）「題目なし・内部文書」『官制雑件』第三卷。

7 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03034084600、「朝鮮人ノ多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館職員ノ特別任用ニ関スル件」、内閣・枢密院会議文書・枢密院会議文書F（決議）：大正・昭和。

融和策といった「政治上」の目的をも持っていたのである。この二つの目的は、後述するが、時代の変化、制度運用と共に、次第に重点が移動していくことになる。

1921年2月に作成されたとみられる勅令案の附属文書には「鮮人副領事及書記生派遣費」と題した予算案の内訳が示されているが、その派遣先として、奉天、長春、哈爾濱、間島、ウラジオストク、安東の六ヶ所が想定されていた<sup>8</sup>。

## 2. 人選過程

朝鮮人特別任用制度準備の最中であった1920年夏、外務省は朝鮮人の最大居住地域である間島総領事館に任用制度の概略について説明し、意見を求めた。ところが、間島総領事館よりの反応は、特別任用制度自体に反対する旨のものであった。機密事項を取り上げる領事館業務に朝鮮人高等官を携わらせることは極めて危険であり、「不逞団ニ内応」、または脅迫によって秘密を漏らす恐れがあるとの見解を示した。しかも、領事不在の場合にはその職務を代理させざるをえない上、万が一これを阻止した場合は、更に差別待遇として不満を醸しかねないので、非常に不都合であるとの意見であった。だといって、他の在満領事館に副領事を配置しながらも間島だけを除外するのは、当地朝鮮人社会の不満を醸す虞があるため、実に「何レニシテモ厄介千万ナル事柄」に外ならなかったのである。むしろ間島総領事館の立場では、内地人副領事を増員し、統制しやすい下級官僚の書記生に朝鮮人を任命、朝鮮人居住者との連絡業務に従事させるよう要望していた<sup>9</sup>。

一方、朝鮮総督府側の反応はこれと正反対で、「右官吏ハ朝鮮統治上ニモ密接ノ関係」にあるのみならず、「朝鮮人ニシテ大学其ノ他相当ノ学校ヲ卒業シタル者又ハ相当ノ学識経験ヲ有シ右等官吏ニ適任ト認ムル者多数有之」といって積極的に歓迎する立場であった。更に、人選においては、朝鮮総督府が推薦した人物を優先的に考慮してくれることを頼んでいる<sup>10</sup>。

勅令の裁可後、外務省はウラジオストクおよび満州各地の総領事・領事に副領事・書記生の適任者を推薦するよう問い合わせが<sup>11</sup>、各地の領事館は先般の間島同様、「現場」の実情を無視した人事政策に強く反発した。機密事項の取扱や在満朝鮮民族運動との関係（内通、情報漏洩、拉致）に懸念を表したのである。「勅令に『朝鮮人』と明記されていないので、（朝鮮事情に詳しい）日本人を任用する余地はないのか」（哈爾濱）<sup>12</sup>、「できれば当分の間、在満各領事館に副領事を欠員しておき、書記生を任用して、その成績によって副

8 原内閣総理大臣宛て内田外務大臣「題目なし・勅令案」（大正10年2月14日）『官制雑件』第三卷。

9 奥山あて境与三吉「間島総領事代理」書翰（〔大正9年〕9月19日）『官制雑件』第三卷。

10 外務大臣子爵内田康哉あて朝鮮総督男爵斎藤実（大正9年9月4日、人秘第1798号）「題目なし」『官制雑件』第五卷。

11 浦潮、長春、奉天、哈爾濱、間島、安東各総領事及領事宛て内田外務大臣（大正10年2月15日、機密合送第29号）「朝鮮人ヲ副領事又ハ外務書記生ニ任用ノ件」『官制雑件』第五卷。

12 内田外務大臣宛て松島「哈爾濱」総領事（大正10年2月22日着、暗号電文第31号）「題目なし」『官制雑件』第五卷。

領事に昇任する方法」(間島)<sup>13</sup>などの対案も提示された。また、長春領事館は、「今次鮮人館員任用ニ決シタルハ[...] 直接在満鮮人ノ保護取締上充分ノ効果ヲ挙グルニ至タル目的」か、「帝国政府ノ対等待遇ニヨル公正ノ態度ヲ中外ニ例示スル」ためなのかといい、枢密院の審議段階から問題になっていた朝鮮人副領事制度の目的の曖昧さについて問い詰めた<sup>14</sup>。

朝鮮人高等官が領事館業務を仕切ることに對する不安感は、「現場」のみならず、最初に勅令案作成の実務を担当した本省の官僚たちも抱いていた。勅令案関係文書には、欄外書き込みで「朝鮮人ヲ館長タラシメテ可ナリト認ムル時代ハ当分来ラザルカ如シ、但シ総領事館在勤ノ領事ニ限ルコト、セハ敢テ防ケルモノニ似タリ」とあり、朝鮮人官僚を如何に統制できるかといった問題に敏感であったことがわかる<sup>15</sup>。

最も反発が強かった哈爾濱や間島の総領事館からは推薦者を出さなかったものの、他の機関は続々候補者を推薦し、1921年6月までは大体の候補者が纏まった。表1はその内容を示したものである。

まず注目すべきは、20人のなかに7人(朝鮮総督よりの推薦者9人中6人)が各種の民族運動または政治運動に係わっていたことであろう。なかには、解放後の韓国政府より独立有功者として叙勲された人が3人もいる。

金雨英は、東京帝大文学部在学中に吉野作造の黎明会に係わり、京都帝大法学部在学中には京都の朝鮮人留学生運動を主導した経歴の人物で<sup>16</sup>、1919年以後は弁護士として各種の民族運動関連事件の弁護に当たっていた。

羅弘錫は前記金雨英の義兄でもあるが、1920年創立した水原青年倶楽部の部長として地域での青年運動を主導した人物であった<sup>17</sup>。また、1921年設立した朝鮮小作人相助会の幹部としても活動し、1924年1月には朴春琴の相愛会などが参加した「親日」団体の連合組織、各派有志連盟の勃起人としても参加している<sup>18</sup>。

崔泰旭と尹炳浩は、釜山地域の「民族資本」によって設立され、独立運動の支援活動を行った白山商会の関係者として、大東青年団(1909年組織)や朝鮮国権回復団(1915年組織)などの秘密結社組織に係わる一方で、地域レベルにおける実力養成運動に努めてい

13 内田外務大臣宛て境 [間島] 総領事代理 (大正10年3月3日発、暗号電文第74号)「題目なし」『官制雑件』第五卷。

14 村上長春領事より内田外務大臣宛「朝鮮人副領事及外務書記生任用に関する件」(大正10年3月9日、機密公第20号)『官制雑件』第五卷。

15 「川島参事官の修正案」『官制雑件』第三卷。

16 松尾尊允「吉野作造と在日朝鮮人学生」『民本主義と帝国主義』(みすず書房、1998年。初出は、原弘二郎先生古稀記念会編輯『東西文化史論叢』関西大学出版部、1973年)。水野直樹『朝鮮人留学生たちの京都(人文研ブックレットNo.16)』(同志社大学人文科学研究所、2003年1月)。

17 趙成雲『日帝下 水原地域の民族運動』(国学資料院、2003年)、39頁、153頁。

18 親日人名事典編纂委員会『日帝協力団体事典：国内中央編』(民族問題研究所、2004年)443～447頁。朝鮮小作人相助会は、宋秉峻など「親日」政治運動グループによって創立が主導されたが、「民族主義右派」系の人物の参加も少なくなく、地方レベルの各支会では小作農民の權益活動が活発に行われたと側面をも持っている。洪寧基「1920年代初『朝鮮小作人相助会』에 대한 연구」『韓国民族運動史研究』第9号(1994年6月)。

表1 副領事・書記生被推薦者一覧

推薦者	推薦職位	姓名	現職	学歴	職歴	民族運動・政治運動関係
長春領事	副領事	李邦協	長春朝鮮人 会長	成城中学、明治法 律大学	陸軍通訳官、韓国 検事・警察官	
	書記生	李鴻黙	長春朝鮮人 会議事員	京城高普、京城工 専中退	李王職農場、長春 にて農商実業	
	書記生	張汝翰	長春朝鮮人 会議事員	慶應義塾中学部、 東京警視庁芝区警 官練習所	長春にて貿易商大 陸商会設立	
	書記生	李重武	偵屋業	漢城中学、東京帝 国実業講習会	朝鮮総督府技手、 東拓囑託、奉天居 留朝鮮人会書記	
	書記生	沈永求	長春朝鮮人 会議事員			
浦潮総領事	記載なし (1)	李濟楨	陸軍歩兵大 尉	陸軍歩兵学校	浦潮憲兵隊在勤	
	記載なし (2)	盧聖鶴	露領におけ る土地開 拓・鉱山業	正則学校、青山学 院中学、明治大学 校外生	教員	
	記載なし (3)	鄭圭璇	新民日報満 洲総支局長	漢城中学、京城大 東法律専門学校中 退、早稲田大学文 科	朝鮮総督府囑託、 郡書記、横浜・東 京にて会社員	1920年代高麗革命 党関係、建国勲章 愛族章
安東領事	書記生	許鍵	北鮮日々新 聞記者	私立鏡城普成中 学、大日本国民中 学会校外部、早稲 田大学法律科校外 部	教員、朝鮮総督府 巡查補、間島日本 総領事館派遣勤 務、郡書記	
朝鮮総督	副領事	金雨英	弁護士	東京帝国大学文学 部中退、京都帝国 大学法学部		黎明会、京都朝鮮 人留学生親睦会、 東亜日報発起人
	副領事	楊在河	株式会社大 東社支配人	東京帝国大学農学 部		
	副領事	朴炳哲	三南銀行取 締役	成均館進士、日本 大学法科	宮内部職員、私立 日語学校長、普成 法律学校講師、総 督府旧慣調査会囑 託	維民会。小作人相 助会。
	副領事	羅弘錫		早稲田大学専門部	教員、満洲・中国 漫遊、水原物産商 会理事、水原青年 倶楽部部長	水原青年倶楽部、 小作人相助会に関 係。羅景錫・羅恵 錫の実兄。東亜日 報発起人
	副領事	崔泰旭	商業	正則中学、早稲田 大学高等予科・大 学部	大阪・釜山にて貿 易業、釜山薪炭株 式会社社長、釜山 商議、釜山学校評 議員	白山商会関係、愛 族章。朝鮮国権回 復団、己未育英会、 釜山例会。
	副領事	尹定夏	実業家	京城官立英語学校 中退、東京府立第 一中学、東京高商 予科、明治大学、 東京高商本科	量地衙門見習、技 手、会社役員、京 城商議、専門学校 講師	湖南銀行関係

	書記生	宋国鳳	平安南道勤務 (雇員)	平壤高普	朝鮮総督府見習、雇員	
	書記生	尹炳浩		普成学校経済科、早稲田大学	白山商会支配人、白山貿易株式会社支配人	大東青年団 (1909年結成) 関係、愛族章。東亜日報発起人、己未育英会、釜山例月会。
	書記生	黄鳳鎮	朝鮮総督府警部	日本大学専門部法律科	朝鮮総督府警部	
朝鮮光州視学官	書記生	趙尚滿	朝鮮総督府郡書記	稅務講習生試験合格	財務署主事	青木書記官へ推薦
奉天総領事	書記生	金麟	日本組合教会牧師	漢文修業	崇仁殿参奉、朝鮮人組合教会発起人	

\* 出典：『官制雑件』第5巻。『官制雑件』に関連書類がない金雨英、楊在河は、『朝鮮人事興信録』（朝鮮人事興信録編集部、1935年4月）。

た人物である<sup>19</sup>。

その他、尹定夏は、前記の二人のような積極的な民族運動の経歴はないが、会計専門家として湖南銀行など「民族資本」の支援および教育活動を行った人物である。朴炳哲は、韓国時代に大韓協会、大韓学会、大韓興学会などで愛国啓蒙運動に携わった人物で、1921年当時に朝鮮自治運動を展開していた維民会に評議員として参加していた<sup>20</sup>。

彼らのいずれも地主、実業家、または日本留学経験の知識人で、且つ朝鮮社会の上層部に属するものであり、民族運動への関わりも比較的に穏健な傾向ではあったが、(維民会の朴炳哲を除いたら) 決して推薦状の人物評価に記載されているように「思想穏健」な人物ではなかった。満州やウラジオストク側が地域の大家「親日派」、更には現役軍人を推薦していることに比べると、朝鮮総督府側の推薦には強い「政治的意図」が潜んでいたことがわかる。

一方、副領事・書記生候補者側からも考えてみる必要がある。長春から送られた書類を除くと、総ての候補者の履歴書は自筆で書かれており、署名・捺印されていることが確認される。すなわち、朝鮮総督府や在外公館が本人の同意を得ずにして候補者を推薦してはいないこと、候補者全員は自分の意思によって副領事・書記生特別任用に志願していることがわかる。自ら進んで日本帝国の外務官僚になろうとした彼らの思いは如何なるものであったのであろうか。金雨英は後日、次のようにその心境を語っている。

満州の主な日本領事館に朝鮮人副領事を設置することになった。このことを聞いた同志たち〔金性洙、宋鎮禹、張徳秀などの東亜日報系、または白山商会の安熙済一派を指す模様：引用者注〕は私に副領事になるよう勧めた。日本東京で吉野博士も外務省内の友人を通じて私に副領事就任を進めた。私は在満同胞の生活安定を常に思ってい

19 呉美一『韓国近代資本家研究』（한울、2002年）268～269頁。

20 이태훈「1920年代初 自治請願運動과 維民会의 自治構想」『歴史と現実』第39号（韓国歴史研究会、2001年3月）。『日帝協力団体事典』213～215頁。

た。独立運動も多方面で活動する必要がある。革命軍隊の養成も必要だが、数百万の在満同胞の生活安定策は、独立軍養成に劣らない大問題であった。さらに、満州に日本勢力が確乎たるがゆえ、わが独立運動にも直接・間接の支障が多たであった。私は在満同胞の生活問題を講究して、経済的な勢力を確立することにより、わが独立の基礎を満州に築こうとしたのである<sup>21</sup>。

金は張徳寿とは東京時代よりの盟友であり、『東亜日報』の創刊発起人として参加しながら<sup>22</sup>、創刊号の紙面に論説も掲載している<sup>23</sup>。また、同発起人名簿には、白山商会の安熙済、尹炳浩、羅弘錫の名前も並んでいる。羅弘錫と小作人相助会で繋がる朴炳哲、そして東亜日報系の玄俊鎬と共に湖南銀行を発起した尹定夏まで入れて考えてみたら、全員が何等かの形で繋がっていることがわかる。要するに、彼らは地主、大商人を中心とするいわゆる「民族資本」の上層部であり、1920年代に「実力養成運動」を展開していった京畿、慶南、湖南のグループに属しているのである。金の論理は「実力養成論」そのものであるが、これが他の候補者の考え方も代弁しているのではなからうか。

### 3. 朝鮮人副領事制度の変遷

1921年以後、朝鮮人副領事の任用状況は表2の通りである。人選の結果、朝鮮総督の推薦順位通り、金雨英と楊在河が任用されており、外務省の管轄事項であったにも拘わらず、実際の人事には朝鮮総督府の意見が全面的に反映されていたのである。

一方、派遣先が安東領事館と奉天総領事館の二ヶ所になったことは如何に解釈し得るのであろうか。ここでは次のような側面が考えられる。①在外公館の反発に対する折衝として、朝鮮人副領事特別任用制度自体に強く反発した間島、哈爾濱、長春が除外された可能性がある。②総領事または領事不在時に朝鮮人副領事が領事代理として在外公館の首長になることを防ぐため、上位の領事館員が複数存在する地域に限定され、例えば総領事館であるにも拘わらず総領事または領事が一人しか配置されていなかったウラジオストクが排除された可能性がある。

在満副領事の活動内容については不詳であるが、管内朝鮮人会との協議や民情視察などが確認される<sup>24</sup>。特に楊在河は、かかる民情調査を基にして、在満朝鮮人政策、さらには

21 金雨英『民族共同生活斗 道義』227頁。なお、金雨英の回顧録は三種類ある。①『青邱回顧録』（新生公論社、1953年）、②『回顧』（新生公論社、1954年）、③『民族共同生活斗 道義』（新生公論社、1957年）。②は①の文章を多少修正し、章立てを直したもの。③は、解放後『新生公論』に掲載した論説と共に纏めたもので、「回顧録」の構成が時間順になったことを除けば（①・②は、反民族行為特別調査委員会など、戦後の話からとなっている）、内容上の差異は殆ど見当たらない。

22 「株式会社東亜日報株主募集」『東亜日報』1920年4月1日付。

23 金雨英「国家存在の理由」（一）～（四）『東亜日報』1920年4月1日～6日付。

24 川村拓殖局長官・植原外務次官あて岸本関東庁警務局長報告「金副領事動静（安東警務署長報告）」（関機高取第7675号ノ1、大正11年6月9日）『不逞同関係雑件・朝鮮人の部・在満州第三十三巻』（外務省記録4-3-2-2-1-3）。「金副領事出張方ノ件」（大正11年12月13日）『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件・一般ノ部第三巻』（外務省記録1-5-3-15-1）。

表2 朝鮮人副領事一覧

姓名	任用当時の肩書き	就任先/期間	朝鮮総督府復帰後の経歴
金雨英	弁護士	安東/ 1921.9~1929.12 (うち、外務省在外研究員/ 1927.6~1929.3)	弁護士/全羅南道産業部理事官
楊在河	株式会社大東社支配人	奉天/ 1921.9~1925.4 ホノルル/ 1925.4~1929.3	梁山郡守、総督官房外事課事務官
文泰善	京畿道驪州郡守	奉天/ 1929.10~1930.9	副領事任職中に死亡
呉斗煥	京城府理事官	奉天/ 1931.2~1934.9	慶尚南道昌寧郡守
宋燦道	慶尚南道固城郡守	奉天/ 1934.9~1936.5	総督官房外事課事務官(楊在河の後任)
崔卓	咸鏡南道警察部高等警察課・警視	奉天/ 1936.5~1939.2	京畿道漣川郡守

\* 出典：『職員録』（内閣印刷局）各年度版、『任免裁可書・昭和四年・任免卷六十九』（国立公文書館）、韓国歴史情報統合システム（<http://www.koreanhistory.or.kr>：朝鮮総督府職員録、人名情報、記事索引など）。

差別待遇撤廃や朝鮮議会の設置など、朝鮮統治政策に関する意見書を毎年作成・配付する突出的な行動をしていたのが注目される<sup>25</sup>。

1925年4月、楊在河は奉天総領事館よりホノルル総領事館に転任することになる。楊の転任が決定されるや、在ハワイ朝鮮人社会は強い反発を示した。ハワイで発行される朝鮮語新聞『国民報』は、楊の副領事就任について、①親日朝鮮人の手をもって独立運動の分裂を画策、②在ハワイ朝鮮人社会の情報を探知し、朝鮮の朝鮮人社会との意思疎通を妨げ、③民族差別撤廃の事例として宣伝し、アメリカ社会の朝鮮人に対する同情輿論を弱体化させる意図であると読み取っていた<sup>26</sup>。同年5月17日には、朝鮮人独立同盟、朝鮮人「メソヂスト」協会、朝鮮人基督教会、朝鮮人救世軍、「セント・リユーク」教会（聖公会）、婦人救済会などの諸団体は、日本の韓国併合以前に移住してきたハワイ朝鮮人社会は日本領事館の支配下に置かれる何等の理由もないことを闡明し、楊の副領事就任を日本の「間諜制度」と批判した<sup>27</sup>。

満州・シベリア一帯を想定していた特別任用制度の適用範囲を米州まで拡大した背景と

- 25 「満州ト満州移住ノ朝鮮人」（1922年12月、『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件』、JACAR・Ref. B03041598600）、「在満鮮人ニ対スル特種金融機関設置ノ必要」（1923年5月、同）、「朝鮮人ノ心ノ声」（1924年12月、『朝鮮人ニ対スル施政関係雑件・一般ノ部第三巻』、JACAR・Ref. B03041606500）。
- 26 朝鮮総督府警務局「大正十五年三月・北米及布哇地方不逞鮮人の状況」『情報』（高麗大学亜細亜問題研究所所蔵「旧朝鮮総督府警務局抗日独立運動関係秘密記録」100-4-033）。
- 27 「五단체결의안」『新韓民報』1925年6月4日付、外務大臣男爵幣原喜重郎宛て在ホノルル総領事代理領事吉田田一郎「楊副領事ニ対スル在留鮮人ノ態度ニ関スル件」（大正14年5月21日、公機密第52号）『不逞団関係雑件・朝鮮人ノ部・在欧米8』（外務省記録4-3-2-2-1-5-8）。いずれも *Honolulu Star-Bulletin*（5月18日付）の記事によるもの。



意図は何であったのであろうか。すでに1920年以來のハワイ朝鮮人社会は分裂と抗争を繰り返し、民族運動の沈滞状態であった<sup>28</sup>。外務省は、1923年12月の時点で、在ハワイ朝鮮人社会が穩健化しており、日本公館との関係も改善されていると判断していた。「布哇在留者中ニハ我公館ヲ通シテ朝鮮ニ於ケル財産ノ処分、保護ヲ依頼シ或ハ鮮内地居住者トノ取引問題等ニ関シ我公館ヲ介シテ解決方ヲ出願」しており、教育資金募金のために行われた在ハワイ朝鮮人学生の故国観光を通じて協力関係を築いたと報告している<sup>29</sup>。

楊の転任は、かかる認識に基づいていたものと見られるが、今度も「現場」との十分な協議を経ず、外務本省の独断で行われた様子が窺える。ホノルル総領事館側は、楊の身辺保護策やメディア対策を取る一方で、「昨今当館対鮮人間ニ何等問題ナカリシ際ニ稍々平地ニ乱ヲ起シタル嫌ナラント言フベカラズ聊カ遺憾ニ被存候」と本省に対する不満を表しているのである<sup>30</sup>。

ホノルルにおける楊の活動としては、「親日的」留学生団体の組織に携わっていたことが確認される。当時、ハワイの朝鮮人社会には、移民者（「鮮系市民」・米国籍）と新来の留学生（日本国籍）との間に情勢認識や朝鮮独立をめぐる視角の差が存在していたようであるが、これに不満を抱いた朝鮮人留学生の李奎鎔が留学生会の組織を試み、楊副領事を訪れて相談したことがあった<sup>31</sup>。民族運動の分裂策であるとして楊の着任に反対した朝鮮人団体の主張は的中していたと言えるのであろう。

その後、楊在河は1929年に梁山郡守となり、朝鮮総督府官僚としての途を歩み、金雨英は1930年に弁護士を開業したが、1932年全羅南道産業部理事官として、朝鮮総督府官僚と転身する。楊の副領事退任後の処遇については、前京城日報社長の副島道正が関わっていたことが注目される。楊は当初、実業方面への就職を希望した模様で、副島が岩崎久弥と会見し、三菱財閥への就職を斡旋したがうまく行かず、今度は郡守としての特別任用を図り、吉田茂外務次官と相談する一方、斎藤実を介して山梨半造朝鮮総督、生田清三郎内務局長にその斡旋を図った<sup>32</sup>。その後にも、「楊在河〔当時官房外事課勤務：引用社注〕は其後如何相成り候や願ひは鮮人に hope を持たせ善導する意味に於て御登庸と成下望み願上候」といい、関心を示している<sup>33</sup>。要するに、朝鮮植民地統治の首脳部にあたる大物たちが楊の去就に係わっていたこと、そして副領事任命の時同様、朝鮮人社会に対する懐柔策・宣伝策として配慮されたことがわかる。

1929年以降の後続人事では、かかる性格が一変する。1929年に奉天総領事館の副領事

28 金度亨「3・1運動과 하와이 韓人社会의 動向」『韓国近現代史研究』第21号（2002年6月）。

29 JACAR・Ref. B03041491700、外務省亜細亜局「最近支那関係諸問題摘要第三卷（第四十八議会用）」『帝国議会関係雑纂・説明資料・亜細亜局 第一卷』（外務省記録 B-1-5-2-043）。

30 「楊副領事ニ対スル在留鮮人ノ態度ニ関スル件」。

31 青木総領事より幣原外務大臣宛「在布哇鮮人学生会組織ニ関スル件」（大正14年10月21日、公機密第79号）『不逞団関係雑件／朝鮮人ノ部／在欧米』第八卷。

32 斎藤実宛て副島道正書翰（昭和3年10月30日）国立国会図書館憲政資料室所蔵「斎藤実文書・書翰の部」955-79。

33 斎藤実宛て副島道正書翰（昭和5年1月28日）「斎藤文書・書翰」955-83。

として就任した文泰善を始め、呉斗煥、宋燦道、崔卓、いずれも現役の朝鮮総督府官僚、しかも内務官僚（警察）より任用されることになった。要するに「政治上」の考慮から、「事務上」の面が重視される人事に変化していったのである。

また、この時期の任用先が奉天総領事館一ヶ所に固まった理由については不明であるが、在満各総領事館・領事館の総司令部にあたる奉天に、まるで朝鮮総督府より出向するような形で現役の内務官僚を副領事として送ることによって、朝鮮総督府と満州各公館との連絡・調整の任務に当てたのではないかと推測される。1939年2月28日、外務省の機構改変に伴う奉天総領事館の閉鎖と共に、朝鮮人副領事の特別任用もその幕を閉じる。

#### 4. 台湾人副領事任用の事例、朝鮮人外交官の誕生

朝鮮人副領事のように、民族を限定する特別立法によるものではないが、台湾人の副領事任用事例もあったので、簡単に言及しておきたい。1924年現在、在漢口総領事館の外務通訳生として勤務していることが確認される陳新座は、以後1926年には同総領事館の外務書記生になり、1932年本省亜細亞局第一課在勤、1933年以後は在広東総領事館書記生として在勤した。1936年7月、高等試験委員の詮衡を経て、在広東総領事館の副領事として昇任され、唯一の台湾人副領事となった。陳の昇任には、おそらく「大使館理事官、公使館理事官、副領事、貿易事務官等ノ特別任用ニ関スル件」（大正10年勅令第391号）が根拠法規になったと思われる<sup>34</sup>。

しかし、陳が在広東総領事館の副領事として実際の職務を執行することはなかった。昇任の上奏と共に免官の上奏が行っており、昇任上奏以前に「副領事陳新座」名義の辞職願が提出されていたのである。つまり、陳の副領事昇任は、退職に伴う礼遇措置として行われたことが分かる<sup>35</sup>。

一方、1935年には最初の朝鮮人外交官が誕生する。普成高等普通学校を経て、東京帝国大学（英法科）を卒業した張澈寿が、1933年の高等文官試験外交科に合格する。彼は合格の所感を「朝鮮人といへども実力さへあれば為し得るといふことが一般朝鮮の青年への奮起と刺激になればこれに越したことはありません」と言っている<sup>36</sup>。張は、1935年に在白耳義国大使館・外交官補、1938年に在アルゼンティン国公使館・外交官補を経て、翌年には同公使館の一等書記官として昇任する。その後、本省に戻り、通商局および条約局の事務官を歴任することが確認される<sup>37</sup>。

34 同勅令・第一条「大使館理事官、公使館理事官、副領事又ハ貿易事務官ハ五年以上判任以上ノ官ニ在職シテ外務部内ノ事務ニ従事シ判任官五級以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試験委員ノ詮衡ヲ経テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得」。JACAR・Ref. A03021345400、「御署名原本・大正十年・勅令第三百九十一号・大使館理事官、公使館理事官、副領事、貿易事務官等ノ特別任用ニ関スル件制定明治二十六年勅令第百八十八号（領事官特別任用令）廃止」。

35 「外務書記生陳新座外一名任免ノ件」『任免裁可書・昭和十一年・任免第六十七』（国立公文書館所蔵、請求記号：本館-2A-020-00・任B02105100）。

36 「杉村公使ばり／朝鮮出の外交官／トップを切った張君」『東京日日新聞』1933年9月27日付（ソウル大学図書館所蔵・『新聞切抜』）。

## むすび

朝鮮人副領事・書記生の特別任用制度は三一運動後の融和策の一環として、朝鮮人優遇を象徴する「政治上」の目的から立案された。同制度の特徴と意義を次のように整理しておく。

①帝国統治の中枢部により独断的に決定されトップダウン方式で行われた。その制定過程では法理論の立場を堅持する枢密院と衝突し、施行過程では「現場」の各在外公館の反発を招いた。②その人選過程には朝鮮総督府の意嚮が全面的に反映されていた。朝鮮総督府側の構想からは、実力養成運動を中心とした民族主義右派に対する懐柔の意図が窺える。一方、朝鮮人希望者側も、「文化政治」初期の開かれた政治空間の中で、同制度を積極的に活用しようとしたと思われる。③さらに同制度は適用範囲は米州（ハワイ）まで拡張することになったが、在布朝鮮人社会の強い抵抗に直面する結果になった。④同制度は1929年以後性格が変わり、民間の名望家より現職の行政官僚を任用する方向へ転換することになる。⑤同制度は外地人を中央の省庁に特別任用する人事制度として、日本の植民地統治全般からも希有の事例である。⑥同制度の適用例ではないが、1930年代半ばには台湾人の副領事が誕生する一方、朝鮮人初かつ唯一の「外交官」が登場するに至るが、特に後者は外地人処遇の進展を象徴する事例として宣伝された。

## 要 旨

日本帝国の植民地統治では、被支配民族である「外地人」を現地統治機構および「内地」中央省庁の官僚として任用した事例が少なくない。しかし、民族を特定した特別任用の場合、その任用は植民地統治機構に限定され、中央省庁への任用は高等文官試験や普通文官試験などの一般詮衡によるのことに原則としていた。したがって、ここで取り上げる朝鮮人副領事の特別任用制度は、日本帝国の官僚任用政策上、ひとつの異例とも言えるものである。

本報告は、「朝鮮人ノ多数在留スル地方ヲ管轄スル領事館職員ノ特別任用ニ関スル件」（大正9年勅令第5号）の制定過程および実施様相を中心に、朝鮮人副領事の特別任用制度について考察したものである。同制度は、三・一運動後の対朝鮮人宥和政策（「政治上」）の側面と共に、在満朝鮮人に対する領事事務の円滑化を図る（「事務上」）側面を持っていた。同制度の立案・人選・運営など、1920年代には「政治上」の考慮が優先される傾向が強かった。特に、多数の朝鮮民族運動関係者が自発的に志願し、朝鮮総督府が彼等を外務省に推薦していたことは、「文化政治」期の政治空間を象徴する注目すべき現象であった。当初、同制度は「満州」の朝鮮人多数在留地域を対象としていたが、1925年には更に米州

37 戦後、張は朝鮮に帰還した模様であるが、具体的な行跡は不明である。内閣総理大臣稔彦王あて外務大臣重光葵報告「張外務事務官休職ノ件」（人秘第227号）『任免裁可書・昭和二十年・任免卷百八十三』（国立公文書館所蔵、任B04073100）。

(ハワイ)まで拡大され、在米朝鮮人民族運動に対する牽制が試みられた。1930年代以後には任用の原則が一変し、朝鮮総督府の内務・警務系統の現職官僚からの人選が行われるなど、制度の運用は次第に「事務上」の目的で運用されるようになった。

また、1930年代半ばには、かかる特別任用制度の事例に属するものではないが、台湾人副領事が任用される事例や、高等文官試験外交科に合格した朝鮮人外交官の事例もあったので、あわせて紹介しておく。